

特定施設入居者生活介護事業 運営規程

医療法人 徳洲会

介護付有料老人ホーム 徳洲苑かふう

特定施設入居者生活介護の運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人徳洲会が開設する「介護付有料老人ホーム徳洲苑かふう」において、実施する特定施設入居者生活介護（以下、「事業所」という。）の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、特定施設事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

- 2 この事業所が行う特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画（以下、「サービス計画」という。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の安定、回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ安心で穏やかな、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。

- 2 利用者の置かれている環境、現に抱えている問題、利用者及び家族の意向を踏まえて作成されたサービス計画に基づき、他の従業者との連携及び介護サービス以外に関する事項をも含め支援を行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 特定施設の介護提供に当たっては、「思いやり」・「心遣い」・「気遣い」を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 特定施設の介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 事業者は、自らその提供する特定施設の介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 事業所名 医療法人徳洲会 介護付有料老人ホーム 徳洲苑かふう

(2) 所在地 〒901-0493

沖縄県島尻郡八重瀬町字外間 80 番地

【TEL】098-998-0760 【FAX】098-998-0761

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び特定施設の利用の申込みに係る調整や業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 2名

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、常時必要な相談及び社会生活に必要な各種の手続きに関する情報提供を行うなど、入居者の生活の質の向上を図るための相談に応じ、必要な支援を行う。

(3) 看護職員 5名以上

看護職員は、日常的な利用者の健康状態を把握して健康保持に努めるとともに、必要に応じて利用者の情報を家族又は主治医に提供し、適切な医療が受けられるよう専門的援助を行う。

(4) 介護職員 48名以上

介護職員は、利用者が日常生活を営むのに必要な身体介護、生活援助、余暇支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為、必要な生活機能の改善又は維持の向上ための訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 2名

計画作成担当者は、利用者の置かれている環境、現に抱えている問題、利用者及び家族の意向を踏まえ、他の従業者と連携してサービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員は158名、居室数は156室(個室:154室、多床室2室)とする。

個室については、A・B・C・Dタイプの4種類から選択出来ることとする。

(特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 介護の内容は次のとおりとする。

(1) 特定施設サービス計画の作成

(2) 食事、離床、入浴(週2回)、着替え、整容、排せつ等、施設内における日常生活上の介護

(3) 機能訓練

(4) 健康管理

(5) 相談及び援助

(6) 利用者の家族及び地域との連携

(7) 口腔衛生の管理

(利用料その他の費用の額)

第7条 特定施設の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、特定施設が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に規定するもののほか、介護保険給付の対象とは区分される次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|---|-----------------|
| ① 個別的な外出介助（利用者の特別な希望により個別に行われる買い物等の外出介助、協力医療機関等以外の通院・入退院の際の介助 | 800 円／時間 |
| ② 個別的な買い物等の代行 | 800 円／時間 |
| ③ 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助 | 400 円／回(30 分未満) |
| ④ おむつ代 | 実 費 |
| ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが妥当と認められる費用 | 実 費 |
| ⑥ 居室の家賃（個室、多床室） | 実 費／月 |
| ⑦ 管理費 | 実 費／月 |
| ⑧ 食費 | 実 費／喫食毎請求 |

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続きは、次のとおりとする。

- (1) 利用者が体調不良になった場合や病院を退院後に一時的な見守りが必要と判断された場合等。
- (2) 一定の期間、利用者の状態観察が必要と判断された場合。
- (3) 前項(1)(2)ともに、本人並びに身元引受人の同意を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、事業所の従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
- (2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- (3) 利用者は、健康に留意し、看護師又は他の施設職員と協力して疾病の予防や悪化防止に努めるものとする。
- (4) 利用者は、清潔、整頓、環境整備に配慮し、自室及び共有の場の清潔保持のために協力するものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- (2) けんか、口論、飲酒、喫煙などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(衛生管理等)

第10条 事業所は入居者の利用する施設、設備および備品又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所に応じて、食中毒および感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置などを活用して行う事ができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為に指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対して、感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的実施する。

(要望又は苦情の対応)

第11条 要望又は苦情は次のとおり速やかに対応する。

- (1) 利用者からの要望・苦情については、相談窓口を設置し、速やかに対応するものとする。
- (2) 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- (3) 事業者は、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けて改善を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急な対応が必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(研修の実施)

第14条 従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

採用時研修 採用後1ヵ月以内 継続研修 年4回

(協力医療機関等)

第15条 事業者は主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

(秘密保持)

第16条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し少なくとも年2回、虐待の防止のための研修を実施する。
- (4) 前三号の掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村の通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下（身体拘束等）という）を行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行う事が出来るものとする）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護「指定介護予防特定施設入居者生活介護」の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものものとする。

(ハラスメントの防止について)

第20条 事業所は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、ハラスメントの予防について取り組む。

(その他運営に関する事項)

第21条 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、その詳細な手順等については別に定めるものとする。

2 看護職員又は介護職員を指定特定施設入居者生活介護以外のサービス提供に当たる従業者と明確に区別するため、勤務表の掲示をする。

3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人徳洲会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年 8月 1日から施行する。

平成26年	7月	1日	改定
平成27年	7月	1日	改定
平成28年	7月	1日	改定
平成29年	7月	1日	改定
平成30年	7月	1日	改定
平成30年	11月	1日	改定
令和 元年	10月	1日	改定
令和 2年	8月	1日	改定
令和 3年	10月	1日	改定
令和 4年	7月	1日	改定
令和 4年	10月	1日	改定
令和 5年	8月	1日	改定
令和 6年	4月	1日	改定
令和 7年	3月10日		改定